

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成17年3月17日(2005.3.17)

【公開番号】特開2000-244754(P2000-244754A)

【公開日】平成12年9月8日(2000.9.8)

【出願番号】特願平11-42490

【国際特許分類第7版】

H 04 N 1/46

H 04 N 1/00

【F I】

H 04 N 1/46 Z

H 04 N 1/00 C

H 04 N 1/00 107Z

【手続補正書】

【提出日】平成16年4月21日(2004.4.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

カラースキャナと、CPUとが搭載されているファクシミリ装置であって、電話回線を介して、カラー画像データを送信するモデルと；電話回線と上記モデルとを介して受信したカラー画像データを格納するメモリと；上記カラースキャナから入力したカラー画像データを処理するとともに、上記電話回線と上記モデルとを介して受信し上記メモリに格納されているカラー画像データを処理する画像処理部と；

上記画像処理部で処理されたデータに基づいてプリントアウトするカラープリンタと；上記画像処理部へ入力するカラー画像データとして、上記カラースキャナからのカラー画像データ、または、上記CPUからのカラー画像データを選択する選択手段と；を有することを特徴とするカラー画像通信の可能なファクシミリ装置。

【請求項2】

請求項1において、

上記画像処理部は、

変換テーブルとマトリクス演算部とを有する部分であり、

上記カラースキャナから得られたカラー画像データを、上記画像処理部が処理し、プリントアウトする第1の場合、

上記カラースキャナから得られたカラー画像データを、上記画像処理部が処理し、上記メモリに格納する第2の場合、

上記CPUから得られたカラー画像データを、上記画像処理部が処理し、プリントアウトする第3の場合、

のそれぞれの場合において、上記変換テーブルと上記マトリクス演算部とのパラメータを変更する部分であることを特徴とするカラー画像通信の可能なファクシミリ装置。

【請求項3】

請求項2において、

上記第2の場合に、上記カラースキャナから入力されたカラー画像データを、所定の一定の標準的な色空間に変換するように、上記変換テーブルと上記マトリクス演算部のパラメ

ータとを設定することを特徴とするカラー画像通信の可能なファクシミリ装置。

【請求項 4】

請求項 2において、

上記第 3 の場合に、上記 C P U から入力されたカラー画像データを、所定の一定の標準的な色空間から上記カラープリンタが表現できる色再現空間へ変換するように、上記変換テーブルと上記マトリクス演算部のパラメータとを設定することを特徴とするカラー画像通信の可能なファクシミリ装置。